健高第739号

平成29年５月９日

平成30年７月５日改正

地域密着型通所介護事業所　管理者　様

高齢介護課長

地域密着型通所介護事業所の人員配置基準の注意すべき点について

　地域密着型通所介護事業所の人員配置基準のうち兼務、看護職員、生活相談員等について、基準等に若干の解釈を加え、整理したものを作成しましたので、通知します。これと併せて、基準や国の通知を確認し、適正な事業所運営を行ってください。よろしくお願いいたします。

**１　兼務について**

　地域密着型通所介護事業所の生活相談員、看護職員（看護師又は准看護師）、介護職員は、原則専従で兼務はできません。ただし、機能訓練指導員又は管理者については、他の職務に従事することができるとされています。したがって、兼務の可否は次のようになります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職務 | 兼務可 | 兼務不可 |
| 生活相談員 | ・機能訓練指導員  ・管理者 | ・看護職員  ・介護職員 |
| 看護職員 | ・機能訓練指導員  ・管理者 | ・生活相談員  ・介護職員 |
| 介護職員 | ・機能訓練指導員  ・管理者 | ・生活相談員  ・看護職員 |
| 機能訓練指導員 | ・生活相談員、看護職員、介護職員のいずれか  ・管理者 |  |
| 管理者 | ・生活相談員、看護職員、介護職員のいずれか  ・機能訓練指導員 |  |

　なお、上記表で兼務可とされていても、資格が必要な職務については、当然その資格をもっていなければ兼務はできません（３項参照）。また、病院等との連携により確保された看護職員に機能訓練指導員を兼務させることはできません（５項参照）。

　兼務をした場合、勤務体制表の職種欄には、「管理者兼介護職員」のように記載し、１つの行に勤務時間を入れます。同時並行的に職務を行ったと考えられるため、その勤務時間は、兼務した各職務を行ったことになります（勤務時間を分ける必要がない。）。

記載例

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 勤務 形態 | 資格 | 氏名 | 第１週 | | | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 管理者兼介護職員 | Ｂ |  | 今治太郎 |  |  | 日 | 日 | 早 | 日 | 日 |

　兼務できない職務の場合でも、職務ごとに時間又は日を分けることにより、一人の従業者がそれぞれの職務を行うことは可能です。たとえば、生活相談員とは別に介護福祉士資格を持つ介護職員がいる場合、生活相談員が休んだ日だけ、当該介護職員が生活相談員として職務を行うことができます。ただし、この職員は、介護職員としてカウントできなくなるため、ほかの介護職員で介護職員の配置基準を満たす必要があります。

この場合は、勤務体制表を２行にして、それぞれに介護職員としての勤務時間と生活相談員としての勤務時間を記載します。勤務形態はＢ（常勤兼務）又はＤ（非常勤兼務）となります。別添「兼務できない職務を２以上行う職員の勤務形態について」参照

記載例

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 勤務 形態 | 資格 | 氏名 | 第１週 | | | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 生活相談員 | Ａ | 介護福祉士 | 今治太郎 |  |  | 日 | 日 | 休 | 日 | 日 |
| 介護職員 | Ｂ | 介護福祉士 | 今治次郎 |  |  | 日 | 日 | - | 日 | 日 |
| 生活相談員 |  |  | - | - | 日 | - | - |

**２　資格が必要な職務**

　職務と必要な資格は次のようになります。（介護職員と管理者は資格不要）

|  |  |
| --- | --- |
| 職務 | 必要な資格 |
| 生活相談員 | ・社会福祉士  ・社会福祉主事任用資格（社会福祉法第19条第１項の規定による）  ・精神保健福祉士  ・その他、これらと同等の能力を有すると認められる次のア、イのいずれかに該当する者  ア　介護支援専門員（介護保険法第69条の２の規定により、介護支援専門員資格登録簿に登載されている者）  イ　介護福祉士であって、社会福祉事業等を行う施設・事業所に常勤職員として通算２年以上の勤務経験を有する者（※）  ※備考  「介護福祉士であって」について  生活相談員就任日現在において介護福祉士の資格を有している者であることを要する。（当該資格取得の年月は問わない。）  「社会福祉事業等を行う施設・事業所」について  社会福祉事業等を行う施設・事業所とは、社会福祉法第２条第２項及び同条第３項に規定される第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を提供する施設・事業所又は介護保険法第８条第11項、第21項、第８条の２第９項で規定される特定施設入居者生活介護のサービスを提供する施設であることを要する。  「常勤職員として通算２年以上の勤務経験を有する」について  　通算２年以上の勤務経験の算定については、現在勤務する施設・事業所での勤務年数に限らず、生活相談員就任までに他の社会福祉事業等を行う施設・事業所での常勤職員としての勤務年数を通算できるものとする。（勤務年数が連続した２年である必要はない。）  　通算可能な勤務年数については、社会福祉事業等において法令等で規定される人員基準で明確に配置を求められている職種に限るものとする。 |
| 看護職員 | ・看護師、准看護師 |
| 機能訓練指導員 | ・理学療法士  ・作業療法士  ・言語聴覚士  ・看護師、准看護師  ・柔道整復師  ・あん摩マッサージ指圧師 |

機能訓練指導員については、国の通知に「利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。」との記載がありますが、これは、上記の有資格者が機能訓練指導員となっていることを前提に、レク等を通じて行う場合は介護職員や生活相談員が機能訓練を行ってもよいという意味です。資格を持つ機能訓練指導員は不要という意味ではありません。

**３　生活相談員について**

　サービスの提供日ごとにサービス提供時間の配置が必要になります。

したがって、生活相談員が地域密着型通所介護事業所で従事していない日又は従事した時間がサービス提供時間より短い日は、人員基準欠如となります。そうならないよう生活相談員のできる職員を複数名配置する必要があります。

　生活相談員の人員基準欠如については、減算にはなりませんが、指導の対象となります。度重なる指導を行っているにもかかわらず、何の改善策もなく人員基準欠如が継続されるような場合は、指定の取消しになる場合もありますので、ご注意ください。

**４　看護職員について**（定員10人以下の場合は配置不要）

サービスの提供日ごとに配置され、事業所において各利用者の健康状態の確認等の看護業務を行う必要がありますが、サービス提供時間帯を通じて専従する必要はありません。ただし、提供時間帯を通じて地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図る必要があります。密接かつ適切な連携とは、地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。

したがって、看護職員が地域密着型通所介護事業所で従事していない日又は従事した時間以外のサービス提供時間において、密接かつ適切な連携が図れていない場合は、人員基準欠如となります。そうならないよう看護職員を複数名配置する必要があります。

なお、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が地域密着型通所介護事業所のサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員は確保されているものとします。

看護職員の人員基準欠如については、減算となります。減算の対象となるか否かは月単位で判断します。「その月のサービス提供日に配置された看護職員の延人数」を「その月のサービス提供日数」で除し、これが0.9未満であれば翌月から、0.9以上1.0未満なら翌々月からの減算（100分の70）となります。0.9以上1.0未満の場合、翌月末日の時点で人員基準を満たしていれば（すなわち1.0以上であれば）減算にはなりません。

このように看護職員の場合、サービス提供日に配置されていなければ、翌月又はその翌々月から減算（100分の70）となります。さらに、減算になった月は、サービス提供体制強化加算の算定もできません。ご注意ください。

※個別機能訓練加算を算定している場合

　個別機能訓練加算Ⅰの算定においては、常勤の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従することが用件です。したがって、常勤専従の機能訓練指導員である看護職員は、看護職員としての業務を行っても看護職員としての人員基準の算定に含めることができません。

　個別機能訓練加算Ⅱの算定においては、専従の機能訓練指導員を配置するとされています。常勤である必要はありませんので、看護職員が本来業務に支障のない範囲で、看護業務とは別の時間帯に機能訓練指導員に専従し、要件を満たせば算定可能です。ただし、機能訓練指導員が専従であるため、看護職員と機能訓練指導員は兼務とはならず、兼務できない職務の例（５項参照）により、勤務体制表を２行にして、それぞれの勤務時間を明確にする必要があります。

**５　地域密着型介護老人福祉施設に併設されている地域密着型通所介護事業所について**

　併設される地域密着型通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により、当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます（人員配置基準緩和）。

高齢介護課

介護保険係

0898-36-1526

別添

兼務できない職務を２以上行う職員の勤務形態について

　兼務とは、ある職務に従事する職員が、同時並行的にその職務以外の職務に従事することをいいます。兼務する場合は、それぞれの職務に係る勤務時間を区分する必要はなく、それぞれの職務をその勤務時間行ったことになります。たとえば、管理者兼介護職員として８時間勤務した場合、管理者として８時間、介護職員としても８時間勤務したことになります。兼務が可能な職務は、地域密着型サービスごとに基準によって定められており、「他の職務に従事することができる」等の表現がされています。

　本文１項に記載してありますとおり、地域密着型通所介護事業所の職務のうち、生活相談員、看護職員（看護師又は准看護師）、介護職員は、専従とされており、それぞれを兼務することはできません。したがって、１人の職員がこれらの職務を２以上行う場合には、それぞれの勤務時間を区分する必要があります。この兼務できない職務を２以上行う職員が常勤職員であった場合の勤務形態について、今治市は、次のように解釈していました。

　国の通知に「同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件をみたすものであることとする。」とある。したがって、反対に同時並行的に行われない職務（兼務ができない職務）については、合計して常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していても常勤職員とはならない。それぞれの職務について、非常勤専従となる。

　しかし、上記通知は、併設される事業所の職務との兼務でも常勤職員として扱えることを記載しているに過ぎず、同一事業内の場合にこれを反対解釈することが適当かは、疑義のあるところです。また、常勤の定義は、「当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間に達していることをいうものである。」とされており、これは、兼務であろうが、兼務できない職務を２以上行っていようが、同一の事業所において、その職員の合計勤務時間が常勤の時間に達していれば常勤職員であると解釈することが可能です。さらに、利用者又はその家族から見た場合に、兼務できない職務を行っているだけで、毎日出勤し、１日勤務している職員を非常勤とするのは、理解しがたいと思われます。

　以上のことから、これまでの解釈を変更し、今後は、兼務できない職務を２以上行う職員の勤務時間（各職務の合計時間）が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤職員として扱うこととします。専従か兼務かについては、厳密にいえば、兼務ではありません（同時並行ではなく、時間を区分する必要がある）が、他に記載の方法がないため、勤務体制表の勤務形態や運営規程等においては、常勤兼務として記載してください（本文１項３番目の表参照）。

兼務できない職務を２以上行う常勤職員のサービス提供体制強化加算の積算について

兼務可とされている職務を行う常勤職員については、サービス提供体制強化加算上も常勤職員１人としてカウントできます。したがって、例えば、管理者兼介護職員の場合、サービス提供体制強化加算の積算は下記のようになります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職務 | 加算項目 | | 人数 | 備考 |
| 管理者兼介護職員 | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | (Ａ)常勤の介護職員の人数 | １ | 管理者としての勤務時間を区分して、除く必要はない。 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | (Ａ)常勤の直接提供職員の人数 | １ |

しかし、兼務できない職務を２以上行う常勤職員の場合、サービス提供体制強化加算Ⅰについては、加算要件の対象となるのは介護職員に限定されているため、介護職員としての勤務時間を按分して人数を求める必要があります。例えば、介護福祉士資格をもった介護職員が生活相談員の職務も行う場合で、その職員の暦月の勤務延時間数が160時間でその内訳が介護職員としての勤務延時間数120時間、生活相談員としての勤務延時間数40時間の場合は、下記のようになります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職務 | 加算項目 | | 人数 | 備考 |
| 介護職員  生活相談員 | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | (Ａ)常勤の介護職員の人数 | 0.75※ | 介護職員に限定されているため、以下の式で割合を求める。  その月の介護職員としての勤務延時間数  その月のその職員の勤務延時間数  （小数点第３位以下切捨て） |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | (Ａ)常勤の直接提供職員の人数 | １ | 直接提供職員には、介護職員も生活相談員も該当するため、１となる。 |

　※この場合、介護福祉士の人数も当然0.75となります。

○これらの見解と異なる通知等が国から発出された場合は、それに合わせて取扱いを変更させていただきますのでご了承ください。